

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に
関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年寒川町規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条中「第3号」を「第4号」に改める。

第3条第2号中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

(寒川町職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 寒川町職員の旅費に関する条例施行規則(昭和48年寒川町規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「者の同表に相当する」を「次の者の」に、「次の表に掲げるところによる」を「行政職給料表(1)における7級以下の職務の級に相当するものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第4条第1項第1号に規定する行政職給料表(2)の適用を受ける者

(2) 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寒川町条例第15号)第3条に規定する行政職給料表(1)及び(2)の適用を受ける者

第3条の表を削る。

第11条第5号中「(昭和29年寒川町条例第4号)」を削り、「条例11条」を「条例第11条」に改める。

(寒川町財務規則の一部改正)

第3条 寒川町財務規則(昭和40年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第62条第2項第1号中「、賃金」を削り、同条第3項ただし書中「給料」を「報酬(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)へ支出する報酬に限る。)、給料」に、「賃金」を「旅費(会計年度任用職員へ支出する旅費に限る。)」に改める。

第92条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2中

「

1 報酬及び給料	支出決定のとき	当該期間分	支給調書	
----------	---------	-------	------	--

」を

「

1 報酬及び給料	支出決定のとき	当該期間分	支給調書	長期雇用職員の場合は、支出決定のとき
----------	---------	-------	------	--------------------

」に

改め、同表5の項を削り、同表中6の項を5の項とし、7の項から15の項までを1項ずつ繰り上げ、16の項中「貸付を」を「貸付けを」に改め、同項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項中「払込を」を「払込みを」に改め、同項を18の項とし、20の項中「積立て」を「積み立て」に改め、同項を19の項とし、21の項を20の項とし、22の項を21の項とし、23の項を22の項とする。

(寒川町下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第4条 寒川町下水道事業の財務に関する特例を定める規則(平成27年寒川町規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「財務規則」という。」を削る。

第20条第1項第1号中「、賃金」を削る。

第22条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第30条中「前項」を「前条」に改める。

第39条第1項中「第40条」を「次条」に改める。

(寒川町交通指導員に関する規則及び寒川町青少年指導員設置規則の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 寒川町交通指導員に関する規則(昭和45年寒川町規則第4号)
- (2) 寒川町青少年指導員設置規則(平成25年寒川町規則第6号)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条中寒川町職員の旅費に関する条例施行規則第11条第5号の改正規定並びに第4条中寒川町下水道事業の財務に関する特例を定める規則第1条、第30条及び第39条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。